



平成22年9月21日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
代表取締役社長 青木毅
(コード番号：3390)
問合せ先 取締役管理本部長 村上孝徳
電話番号 03-6690-9825

株式会社大阪証券取引所への「改善報告書」提出のお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 7 日付で株式会社大阪証券取引所から、「JASDAQ等における有価証券上場規程の特例」第 15 条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した報告書（以下、「改善報告書」という。）の提出を求められておりましたが、本日別紙のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、「改善報告書」に記載した施策を当社の全役職員が一丸となって確実に実行していく所存でございます。今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別添書類：改善報告書

改善報告書

平成22年9月21日

株式会社 大阪証券取引所
代表取締役社長 米田 道生 殿

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
代表取締役社長 青木 毅



平成22年4月19日付「過年度決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」及び平成22年6月16日付「過年度決算短信等の追加訂正に関するお知らせ」で公表いたしました件につき、「JASDAQ等における有価証券上場規程の特例」第15条の7第1項第1号の規定に基づき、その改善措置を記載した改善報告書を提出いたします。

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
改善報告書

目次

1. 決算短信の訂正に至る経緯及び決算内容の訂正内容・理由.....	3
(1) 不適切な会計処理の発生と決算内容の訂正に係る開示状況.....	3
(2) 調査委員会設置・調査と経緯.....	3
(3) 不適切な会計処理の内容.....	7
(4) 過年度決算短信の訂正が投資者及び証券市場に与えた影響.....	11
2. 不適切な会計処理の発生原因.....	11
(1) 内部管理体制の問題.....	11
(2) コーポレートガバナンスの問題.....	12
(3) コンプライアンスの問題.....	12
3. 改善・再発防止策.....	13
(1) 内部管理体制の問題に対する改善策・再発防止策.....	13
(2) コーポレート・ガバナンスに対するの改善・再発防止策.....	17
(3) コンプライアンスの問題に対する改善・再発防止策.....	18
4. 結語ー今後の当社の採るべき対応について.....	19

【添付資料】

- 資料1 売上管理表&請求発行依頼書
- 資料2 業務フロー図
- 資料3ー① 保有株式の評価に関する資料
- 資料3ー② 債権評価に関する資料
- 資料4 内部統制システム構築の基本方針

1. 決算短信の訂正に至る経緯及び決算内容の訂正内容・理由

(1) 不適切な会計処理の発生と決算内容の訂正に係る開示状況

当社は、平成21年9月4日に、経営体制を刷新後、新経営体制下において経営改革を推し進めておりましたが、旧経営体制下における売上の取り消しが発生するといった事案が生じたため、過去の取引内容について調査、確認を行った結果、当社の過去の決算内容について、売上の計上時期の修正を要する可能性のある事象や保有する投資有価証券の評価の見直しを要する可能性のある事象が判明いたしました。

過去の決算における一部の取引に関する会計処理の修正を要する可能性のある事象の判明後、平成22年3月26日付「過去の業績に影響を与える事象の発生及び社内調査委員会の設置に関するお知らせ」及び平成22年4月5日付「社外調査委員会設置に関するお知らせ」、平成22年4月19日付「社内調査委員会の調査報告書（要約）に関するお知らせ」及び「社外調査委員会の調査報告書に関するお知らせ」にて調査状況を公表し、平成22年4月19日付「過年度決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同日付で平成18年3月期から平成20年3月期にかかる有価証券報告書及び平成20年3月期にかかる半期報告書の訂正報告書を、平成22年4月20日付で平成19年3月期にかかる半期報告書及び平成21年3月期以降の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。これに伴い、平成22年4月19日付で過年度の決算短信等の訂正を行いました。

また、平成22年6月16日付「社内調査委員会の調査報告書（追加）に関するお知らせ」にて調査状況を公表し、同日付「過年度決算短信等の追加訂正に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社は過去の業績に影響を与える事象の発生後、迅速に調査を行い、ただちに不適切な会計処理の修正を行うべきであるとの考えに基づき活動を実施しておりましたが、一方で、会計処理の修正後も修正内容の妥当性の再検証を行うとともに、システム開発案件に関するリリースの状況に焦点を当てた詳細な追加調査をより厳格かつ網羅的に行った結果、過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正及び一部の取引に関する新たな修正を要することが判明し、過年度提出済有価証券報告書等（平成18年3月期から平成22年3月期第3四半期まで）を関東財務局に提出し、かつ、過年度決算短信等（平成18年3月期から平成22年3月期第3四半期まで）の訂正についての適時開示を行いました。

(2) 調査委員会設置・調査と経緯

①平成22年4月19日付決算短信等の一部訂正に係る調査委員会の設置・調査及び会計監査人の再監査

イ. 社内調査委員会の設置

当該事象発生の経緯、事実関係の詳細確認、問題点の究明、コーポレート・ガバナンスの強化、再発防止に向けた諸施策の策定に取り組むべく、当社代表取締役社長 青木毅を調査委員長とし、当社社外監査役からなる社内調査委員会を平成22年3月26日に設置いた

しました。

◇社内調査委員会の構成（敬称略）

	役 職（本日現在）	氏 名
委員長	代表取締役社長	青木 毅
委員	社外監査役	渡辺 将敬
委員	社外監査役	大竹 達雄

ロ．調査範囲

社内調査委員会は、過年度提出済有価証券報告書等（平成 18 年 3 月期から平成 21 年 3 月期第 3 四半期まで）に訂正の必要性が生じた原因について、平成 18 年 3 月期から平成 22 年 3 月期第 2 四半期までを調査対象年度として設定し、調査を行うことといたしました。

ハ．会計監査人による再監査の開始

当社は、当社の会計監査人である優成監査法人に対し、当該売上の計上時期の修正を要する可能性のある事象や保有する投資有価証券の評価の見直しを要する可能性のある事象について説明を行うとともに、過年度提出済有価証券報告書等（平成 18 年 3 月期から平成 21 年 3 月期まで）に訂正の必要性が生じた場合の再監査を要請し、それを受けて、優成監査法人は平成 22 年 3 月 24 日から再監査を行いました。

ニ．社外調査委員会の設置

社内調査委員会は、当社において主体的に行っているものであり、当社が自浄機能を有していることの証となるものですが、当社取締役会は、上記、一部の取引について会計処理の修正を要する可能性のある事象が株主をはじめとしたステークホルダーの皆様に多大なるご迷惑をおかけする可能性が高い状況にあるという状態を厳粛に受け止め、改めて不適切な会計処理が行われた原因、当該会計処理を防止できなかった原因及び再発防止策の内容について、外部の独立した有識者の立場の方に検証いただく必要があると判断し、当社取締役会は、平成 22 年 4 月 5 日付で社外調査委員会の設置を決議し、社内調査報告により明らかとなった不適切な会計処理に対する各訂正を前提として、当該訂正が発生した原因の究明、これらを防止できなかった原因の究明及びその再発防止策策定の提言を依頼することとしました。社外調査委員会のメンバーは、公平性、透明性を期するために、弁護士、公認会計士等の中から、当社と利害関係が存在しない者であることを条件とし、取締役会の決議により選定いたしました。

◇社外調査委員会の構成（敬称略）

委員長（公認会計士・税理士）	山口 吉一
委員（弁護士）	洞 敬

②平成 22 年 6 月 16 日付決算短信等の追加訂正に係る調査委員会の設置・追加調査及び会計監査人の再監査

イ. 社内調査委員会の追加調査

当社は、平成22年4月19日付で過年度の決算短信、中間決算短信および四半期決算短信等の訂正を行いました。社内調査委員会は、関係者への事情聴取、契約書・検収書等、証憑類（複写や電子データを含む）の収集・分析・精査、会計帳簿の収集・分析、その他システムの実態に関する調査・結果報告を行い、平成22年4月19日付「社内調査委員会の調査報告書（要約）に関するお知らせ」にて概要を公表いたしました。

社内調査委員会は、過去の業績に影響を与える事象の発生後、迅速に調査を行い、ただちに不適切な会計処理の修正を行うべきであるとの考えに基づき活動を実施してまいりましたが、一方で、会計処理の修正後も修正内容の妥当性の再検証を行うとともに、システム開発案件に関するリリースの状況に焦点を当てた詳細な追加調査をより厳格かつ網羅的に行いました。

その結果、過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正を要することが判明し、平成 22 年 6 月 16 日付「社内調査委員会の調査報告書（追加）に関するお知らせ」及び「過年度決算短信等の追加訂正に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、追加調査を実施いたしました。

ロ. 調査範囲

社内調査委員会は、過年度提出済有価証券報告書等（平成 18 年 3 月期から平成 21 年 3 月期第 3 四半期まで）に訂正の必要性が生じた原因について、平成 18 年 3 月期から平成 22 年 3 月期第 2 四半期までを調査対象年度として設定し、調査を行うことといたしました。

ハ. 会計監査人による再監査の開始

平成 22 年 4 月 19 日付で過年度決算短信、中間決算短信および四半期決算短信等の訂正後も修正内容の妥当性の再検証を行うとともに、システム開発案件に関するリリースの状況に焦点を当てた詳細な追加調査をより厳格かつ網羅的行った結果、過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正及び一部の取引に関する新たな修正を要する可能性について説明を行うとともに、過年度提出済有価証券報告書等（平成 18 年 3 月期から平成 21 年 3 月期第 3 四半期まで）に訂正の必要性が生じた場合の再監査を要請し、それを受けて、当社会計監査人は平成 22 年 5 月 14 日から再監査を行いました。

ニ. 社外調査委員会の設置

当社の過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正を要することが判明したことに伴い、当社は、社内調査を実施し、平成 22 年

6月16日付「社内調査報告書（追加）」のとおり報告いたしましたが、第三者の専門家に、その内容・妥当性について、確認、検証を行っていただくため、平成22年7月8日付「社外調査委員会設置に関するお知らせ」のとおり、同日社外調査委員会を設置することといたしました。前回設置の社外調査委員会につきましては、平成22年4月19日付「社外調査委員会の調査報告書に関するお知らせ」のとおり「調査報告書」の提出をもってその活動を終了しております。

◇社外調査委員会の構成（敬称略）

委員長（公認会計士）	藤元拓志
委員（公認会計士）	奥村佳史

③本報告までの経緯

イ. 一部の取引について会計処理の修正を要する可能性のある事象が判明した経緯

当社は、平成21年9月4日に、経営体制を刷新後、新経営体制下において経営改革を推し進めておりましたが、旧経営体制下における売上の取り消しが発生するといった事案が生じたため、過去の取引内容について調査、確認を行った結果、当社の過去の決算内容について、売上の計上時期の修正を要する可能性のある事象や保有する投資有価証券の評価の見直しを要する可能性のある事象が判明いたしました。

ロ. 過年度決算の訂正に至るまでの経緯

当社は、過去の決算における一部の取引に関する会計処理の修正を要する可能性のある事象の判明後、平成22年3月26日付「過去の業績に影響を与える事象の発生及び社内調査委員会の設置に関するお知らせ」及び平成22年4月5日付「社外調査委員会設置に関するお知らせ」、平成22年4月19日付「社内調査委員会の調査報告書（要約）に関するお知らせ」及び「社外調査委員会の調査報告書に関するお知らせ」にて調査状況を公表し、同日付「過年度決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同日付で、平成18年3月期から平成20年3月期にかかる有価証券報告書及び平成20年3月期にかかる半期報告書の訂正報告書を、平成22年4月20日付で平成19年3月期にかかる半期報告書及び平成21年3月期以降の四半期報告書及び有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局へ提出いたしました。これに伴い、平成22年4月19日付で過年度決算短信、中間決算短信及び四半期決算短信等の訂正を行いました。

また、平成22年6月16日付「社内調査委員会の調査報告書（追加）に関するお知らせ」にて調査状況を公表し、同日付「過年度決算短信等の追加訂正に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社は過去の業績に影響を与える事象の発生後、迅速に調査を行い、ただちに不適切な会計処理の修正を行うべきであるとの考えに基づき活動を実施していましたが、一方で、会計処理の修正後も修正内容の妥当性の再検証を行うとともに、シス

テム開発案件に関するリリースの状況に焦点を当てた詳細な追加調査をより厳格かつ網羅的に行った結果、過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正及び一部の取引に関する新たな修正を要することが判明し、過年度提出済有価証券報告書等（平成 18 年 3 月期から平成 22 年 3 月期第 3 四半期まで）の訂正報告書を関東財務局に提出し、かつ、過年度決算短信等（平成 18 年 3 月期から平成 22 年 3 月期第 3 四半期まで）の訂正についての適時開示を行いました。

なお、平成 22 年 7 月 15 日付「社外調査委員会の調査報告書に関するお知らせ」のとおり、社外調査委員会は、社内調査委員会が平成 22 年 6 月 16 日付で公表した「社内調査報告書（追加）」の「4. 過去の決算における一部の取引に関する修正内容の訂正および一部の取引に関する新たな修正」に記載されている修正は、すべて、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして、不適切なものではないと判断すると発表しております。

（3）不適切な会計処理の内容

①平成 22 年 4 月 19 日決算短信等の一部訂正に係る会計処理の内容

イ. 不適切な会計処理の範囲

平成 18 年 3 月期に行われた 8 案件に係る売上計上と、平成 20 年 3 月期に行われた特定 1 社に係る保有する投資有価証券の評価の見直し、平成 20 年 3 月期に行われた特定 1 社に係る貸し倒れ引き当て処理に限定されるとの判断にいたりました。社内調査委員会は、これらの 10 案件について詳細な調査・検証を実施いたしました。

ロ. 不適切な会計処理の内容

A. 不適切な会計処理の概要

不適切な会計処理の概要は、以下のとおりであります。

a. 売上計上について

当社は、当社顧客とのシステム開発関連取引について、平成 19 年 3 月期に売上計上すべき取引を平成 18 年 3 月期に売上計上しておりました。

これは、平成 18 年 3 月期において、納品あるいは最終リリースの完了が確認できていない状況において、当社顧客から検収書等を入手したことをもって、平成 18 年 3 月期の売上として計上を行ったというものです。当社においては、これらを平成 19 年 3 月期の売上として、売上計上時期を訂正することといたしました。

b. 評価損の計上について

当社は、第三者割当増資により 1 株 32 万円で取得した取引先 A 社株式について、平成 20 年 4 月に取引先 A 社が 1 株 18 万円で新たに第三者割当増資を行う旨の通知を受けていたことから、平成 20 年 3 月期において、1 株 18 万円を限度とした評価損を計上しておりましたが、これを平成 20 年 3 月期に純資産額による時価評価を行うこととして、評価損計上時

期を訂正いたします。

また、平成19年4月に、取引先H社に対する売掛金債務を担保するため、開発許可申請中の土地に対して抵当権、根抵当権を設定しておりました。その後、当社は、平成19年3月期に、担保不動産に対する平成20年4月の鑑定評価額の50%を担保価値として評価し、これを超過する部分全額について、貸倒引当金を積立てておりましたが、平成20年3月期に同社に対する売掛債権について全額の貸倒引当金を計上するという貸倒引当金計上時期の訂正を行いました。

B. 不適切な会計処理の影響額

不適切な会計処理が過年度の売上高に与える影響額及び平成21年3月期の決算数値に与える影響額は、以下のとおりとなりました。

なお、不適切な会計処理による影響額を織り込んだ過年度の財務諸表に関する書類の訂正につきましては、平成22年4月19日に、過年度提出済有価証券報告書等（平成18年3月期から平成22年3月期第3四半期まで）の訂正報告書を関東財務局に提出し、かつ、過年度決算短信等（平成18年3月期から平成22年3月期第3四半期まで）の訂正についての適時開示も行いました。

(単位：千円)

	修正前売上高	修正後売上高	修正額 (△は減少額)
平成18年3月期	3,508,033	3,286,664	△221,369
平成19年3月期中間	1,341,210	1,562,579	221,369
平成19年3月期	2,512,169	2,733,538	221,369
平成20年3月期中間	1,076,992	1,076,992	—
平成20年3月期	2,309,607	2,309,607	—
平成21年3月期第1四半期累計期間	660,151	660,151	—
平成21年3月期第2四半期累計期間	1,137,067	1,137,067	—
平成21年3月期第3四半期累計期間	1,659,464	1,659,464	—
平成21年3月期	1,997,333	1,997,333	—

(単位：千円)

	修正前当期純利益 (△は損失)	修正後当期純利益 (△は損失)	修正額 (△は減少額)
平成18年3月期	117,158	△17,646	△134,804
平成19年3月期中間	△66,768	68,036	134,804
平成19年3月期	△363,383	△228,578	134,804
平成20年3月期中間	△324,237	△324,237	—

平成 20 年 3 月期	△622, 857	△758, 996	△136, 139
平成 21 年 3 月期第 1 四半期累計期間	19, 582	19, 582	—
平成 21 年 3 月期第 2 四半期累計期間	△140, 070	△140, 070	—
平成 21 年 3 月期第 3 四半期累計期間	△490, 029	△353, 890	136, 139
平成 21 年 3 月期	△715, 026	△578, 887	136, 139

C. 不適切な会計処理の関与者等

a. 主導的立場の関与者

今般の調査の結果を踏まえ、社内調査委員会としては、決定的な記録や証憑は確認できていないものの、当社の元代表取締役社長が不適切な会計処理に関して主導的な立場に関与した可能性が高いと判断しております。元代表取締役社長は、平成 18 年 3 月期において黒字決算を実現するために、顧客に対して売上の前倒し計上を依頼するとともに、当社元取締役管理部長等に対して売上前倒し計上するよう指示していたという事実があったことが社内調査委員会・社外調査委員による元取締役管理本部長等に対してのヒアリング時の証言によって確認できております。元取締役管理部長等は、元代表取締役社長の指示に基づき、不適切な会計処理を行っているという認識を持たずに特定顧客との交渉、会計上の事務処理、その他必要書類の作成等を行ってまいりました。

b. 従業員

不適切な会計処理に関与していた従業員は、営業・プロジェクトマネージャーを担当していたフロント担当の一部幹部社員を含む複数の社員達であり、検収書の回収、契約締結などの実務を担当してまいりました。当該従業員達の中には、自らの行為が不適切な会計処理に該当するという認識を持たないまま所属する組織の業務の一環として各案件に関わってまいりました。

②平成 22 年 6 月 16 日過年度決算短信等の追加訂正に係る会計処理の内容

イ. 不適切な会計処理の範囲

当社は、平成 22 年 4 月 19 日付「社内調査委員会の調査報告書（要約）に関するお知らせ」及び「社外調査委員会の調査報告書に関するお知らせ」にて調査状況を公表いたしましたとおり、平成 18 年 3 月期に行われた 8 案件に係る売上計上と、平成 20 年 3 月期に行われた特定 1 社に係る保有する投資有価証券の評価の見直し、平成 20 年 3 月期に行われた特定 1 社に係る貸し倒れ引き当て処理について、会計処理の訂正を行いました。

社内調査委員会は、過去の業績に影響を与える事象の発生後、迅速に調査を行い、ただちに不適切な会計処理の修正を行うべきであるとの考えに基づき活動を実施してまいりましたが、一方で、会計処理の修正後も修正内容の妥当性の再検証を行うとともに、システム開発案件に関するリリースの状況に焦点を当てた詳細な追加調査をより厳格かつ網羅的に

行っておりました。

上記の結果、平成22年6月16日付「社内調査委員会の調査報告書（追加）に関するお知らせ」にて調査状況を公表し、同日付「過年度決算短信等の追加訂正に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、前回修正内容の訂正として平成22年4月19日付の会計処理の訂正のうち、平成18年3月期に行われた4案件に係る売上計上の訂正を行うとともに、税効果に関する会計処理についても訂正を行いました。

また、一部の取引に関する新たな修正として、平成18年3月期に行われた1案件・平成19年3月期に行われた3案件と平成20年3月期に行われた1案件に係る売上計上について訂正を行いました。

ロ. 不適切な会計処理の影響額

平成18年3月期における不適切な会計処理が、過年度の売上高に与える影響額及び平成21年3月期の決算数値に与える影響額は、以下のとおりであります。

なお、不適切な会計処理による影響額を織り込んだ過年度の財務諸表に関する書類の訂正につきましては、平成22年6月16日に、過年度提出済有価証券報告書等（平成18年3月期から平成22年3月期第3四半期まで）の訂正報告書を関東財務局に提出し、かつ、過年度決算短信等（平成18年3月期から平成22年3月期第3四半期まで）の訂正についての適時開示も実施しております。

(単位：千円)

	修正前売上高	修正後売上高	修正額 (△は減少額)
平成18年3月期中間	1,703,652	1,698,852	△4,800
平成18年3月期	3,286,664	3,286,464	△200
平成19年3月期中間	1,562,579	1,442,779	△119,800
平成19年3月期	2,733,538	2,617,238	△116,300
平成20年3月期中間	1,076,992	1,093,492	16,500
平成20年3月期	2,309,607	2,326,107	16,500
平成21年3月期第1四半期会計期間	660,151	655,151	△5,000
平成21年3月期第2四半期会計期間	476,915	476,915	—
平成21年3月期第3四半期会計期間	522,397	522,397	—
平成21年3月期	1,997,333	1,997,333	—

(単位：千円)

	修正前当期純利益 (△は損失)	修正後当期純利益 (△は損失)	修正額 (△は減少額)
平成18年3月期中間	27,253	22,453	△4,800
平成18年3月期	△17,646	△104,410	△86,764

平成 19 年 3 月期中間	68,036	134,800	66,764
平成 19 年 3 月期	△228,578	△158,313	70,264
平成 20 年 3 月期中間	△324,237	△307,737	16,500
平成 20 年 3 月期	△758,996	△742,496	16,500
平成 21 年 3 月期第 1 四半期会計期間	19,582	14,582	△5,000
平成 21 年 3 月期第 2 四半期会計期間	△159,652	△159,652	—
平成 21 年 3 月期第 3 四半期会計期間	△213,820	△213,820	—
平成 21 年 3 月期	△578,887	△578,887	—

(4) 過年度決算短信の訂正が投資者及び証券市場に与えた影響

当社は投資判断に重要な影響を与える決算短信等及び有価証券報告書等の開示の内容が、不適切な会計処理を看過したものとなっていたことが、株主、投資家並びに関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけし、証券市場の信頼を損ねる結果になったことを真摯に受け止め反省しております。さらに当社の不適切な会計処理に基づく過年度の訂正とその訂正金額の影響等については、証券市場全体への不信感を生み、その信頼性を著しく損なう結果を招いたと認識しており、この点につきましては、関係者の皆様に深くお詫び申し上げる次第です。

2. 不適切な会計処理の発生原因

社内調査により判明した上記の事実関係を分析・検討した結果、当時、当社において不適切な会計処理が発生した原因は、以下のとおりであるとの認識に至りました。

(1) 内部管理体制の問題

①会計処理における内部管理体制の問題

売上計上に際して、売上計上基準に基づいた運用が徹底されておらず、検収書の改ざん・前倒し受領が行われてもチェックする体制が整っていなかったことや、検収の妥当性を証する証憑や記録が管理部門内で確認できていなかったなど、会計処理における内部管理体制に不備があったことが、根本的な問題であったと考えます。

②社内稟議システムの問題

当時の当社においては、見積、発注、検収、契約締結に関する各稟議の全ての最終決裁は元代表取締役社長が行っており、部門間あるいは担当者と元代表取締役社長間において完全な縦割りの業務体制となっていたため、社内において相互牽制が機能する仕組みにはなっておりませんでした。

③管理部の体制の問題

当時の当社においては、元取締役管理部長が、売上計上、契約管理及び請求等の会計管理等の全てを統括し、その指示の下で役職者が実務を行う体制であったため、部門内牽制が機能しにくい状態になっておりました。

④営業部の体制の問題

当時の当社において、営業は、システム案件の受注を主な業務としておりました。契約書の調印や契約内容の法務チェックは管理部でなされていたものの、売上計上に関する証拠は検収書のみを重視し、厳格な売上計上に対する社内の意識が不十分でありました。また、納品物の妥当性の確認等は各営業担当者の判断に委ねられていたことから、この点に関する十分な牽制が機能しにくい状態でありました。

⑤開発部の体制の問題

当時の当社においては、元代表取締役社長と開発部長、開発部員、システム関連部門のメンバーが毎週月曜日に開発会議を開催し、開発の進捗状況、リリース状況、問題の有無等の詳細情報を部門内で共有しておりましたが、営業部、管理部のメンバーは当該会議には参加しておらず、相互牽制が機能しにくい状態にありました。

(2) コーポレート・ガバナンスの問題

①監査役機能の問題

当時の当社において、当社監査役会には、取締役から本件に係る全ての情報が伝達されておらず、結果として、実効性のある監査を行うことができませんでした。また、代表取締役と監査役の間で、業務執行とコンプライアンスの状況について、説明・意見交換を行う機会がほとんど無く、当時の監査役会は、取締役の業務執行状況に対する監視・監督機能を十分に果たせておりませんでした。

②取締役会の運営体制の問題

当時の当社において、当社取締役会は、取締役相互間で意見交換・議論が活発に行われておらず結果として、取締役間相互牽制が十分に機能しておりませんでした。

③内部監査機能の問題

従前より内部監査室により内部監査を実施しておりましたが、元代表取締役社長の一存で判断が左右される部署であったために、監視活動を独立して行うための機能が十分に働いておらず、今回の不適切な会計処理を発見できませんでした。

(3) コンプライアンスの問題

①コンプライアンス意識の問題

平成 18 年 3 月期から売上高が減少し、予算達成が困難であることが予測されていた状況下、そのプレッシャーが、不適切な会計処理を行った該当者全員の共通の意識としてあったことが確認されています。不適切な会計処理に関与した者全員の行動は、いかなる介入が存在しようとも役員および管理職に携わる者が本来持つべき基本的な法律遵守精神、職務倫理観が欠けていたと考えます。

②内部通報制度の問題

当時の当社においては、内部通報制度が整備されておりました。

3. 改善・再発防止策

当社において、今回と同様の不適切な会計処理を発生させないためには、以下の改善・再発防止策を実施する必要があるものと考えます。

(1) 内部管理体制の問題に対する改善・再発防止策

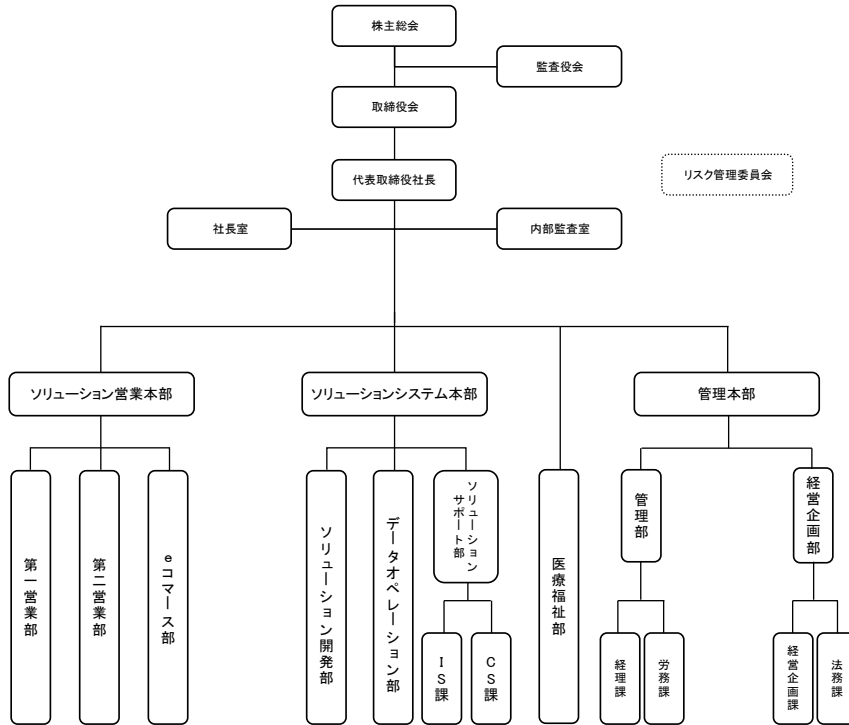
<組織体制の変更>

当社は組織変更を行い、管理本部に属する部門を細分化することにより、業務分掌を明確化し、内部管理体制・相互チェック体制を強化いたしました。

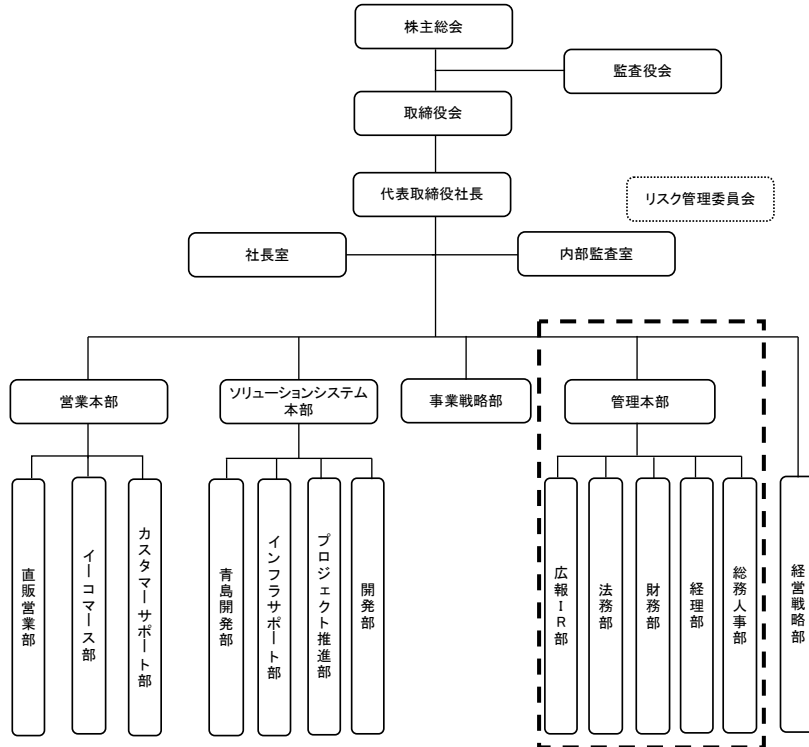
具体的には、経営体制刷新後、権限が特定の役職者に集中することによる不正を防ぐ為、管理本部を経理部、財務部、法務部、総務人事部、経営戦略部に分け、各部門長に権限を委譲する等、管理本部体制を一新しております。

【組織図】

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社 組織図（変更前：平成21年7月時点）



ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社 組織図（変更後：平成22年7月現在）



①会計処理における内部管理体制の改善

売上計上に関し、平成 22 年 5 月度経営会議（取締役・事業部長・部長・次長・課長・サブマネージャー以上が出席）において、納品・リリースが月内に済んでいることが必須である旨が、全役職員に対して周知されております。また、「③営業本部の体制に関する改善策」「④経理部の体制に関する改善策」に詳細を記載のとおり、売上計上に際しては、検収書の改ざん・前倒し受領を防止する為に、見積書、発注書のほか検収書、テストリリース・リリースの記録などの証憑類を売上管理表&請求発行依頼書（資料 1 ご参照）に添付することを義務付け、部門長が実態に基づき厳格にチェックを行う体制を構築しており、システム開発の状況、サービス提供の状況についても同時に確認することとしております。

②社内稟議システムに関する改善策

当社においては、平成 22 年 1 月より、稟議システムを刷新しております。旧経営体制下において採用していた稟議システムは、元代表取締役社長のみが決裁者として設定されており、稟議が起案されてから中 1 日で自動的に決裁者に進達される仕組みになっておりました。現在は、起案内容・金額によって審査者・決裁者区分を規定し、また稟議担当者から送信された確認メールで各部門の審査者全員が意見を述べないと稟議書が決裁者に進達されない仕組みに変更されております。このことによって、決裁に至るまでに各部門の審査者が議論を尽くした後、決裁者が決裁を行うことが可能となり相互牽制が機能しているといえる状況にあります。

③営業本部の体制に関する改善策

従来、営業部においては、顧客から受領した検収書を、売上管理表&請求発行依頼書に添付し、経理部へ提出しておりました。経理部への売上管理表&請求発行依頼書の提出の際には、検収書の添付の有無、検収書の記載内容の日付・金額等が記載されているかどうか、形式的なチェックを行うにとどまっておりました。

現在、平成 22 年 8 月にテストリリース・リリースの日付を確認する欄を新たに設けるよう改定された売上管理表&請求発行依頼書（資料 1 ご参照）をもとに、以下の方法で、検収書の受領に関する妥当性の検証を行っております。

- ・それぞれの営業部署において、顧客より検収書を受領後、売上管理表&請求発行依頼書を作成する。
- ・開発部に対し開発履歴管理ソフトウェアの画面ハードコピーの交付を依頼する。
- ・それぞれの営業部署は、開発部よりハードコピーを受領後、売上管理表&請求発行依頼書添付し、営業本部に提出する。
- ・営業本部長は、当該書面により、検収書の有無だけでなく、開発・リリースの状況確認を行い、経理部に当該書面を提出する。

これに伴い、業務フロー(資料 2 ご参照)の変更を行っており、検収書の受領が適正なも

のであるか、営業本部の部門長がチェックする体制を構築しております。

④経理部の体制に関する改善策

従来、経理部においては、売上計上に際し、それぞれの営業部署から提出された売上管理表&請求発行依頼書に、検収書が添付されているかどうか、また検収書の記載内容の日付・金額等が記載されているかどうか、形式的なチェックを行うにとどまっておりました。

現在、平成 22 年 8 月度にテストリリース・リリースの日付を確認する欄を新たに設けるよう改定された売上管理表&請求発行依頼書（資料 1 ご参照）をもとに、以下の方法で検収書ベースでの売上計上に関する妥当性の検証を行っております。

- ・営業本部から売上管理表&請求発行依頼書を受領する（その際、営業本部は、開発部より入手した開発履歴管理ソフトウェアの画面ハードコピーを添付する。）。
- ・経理部長は、当該書面にに基づき、検収書の有無、日付・金額等の検収書の記載内容の確認だけでなく、開発・テストリリース・リリースの状況を確認する。

これに伴い、業務フロー（資料 2 ご参照）の変更を行っており、検収書の受領に基づく売上計上が適正なものであるか、経理部においてチェックする体制を構築しております。

また、経理部においては、内部統制制度の中で、保有株式の評価（資料 3 -①ご参照）と債権評価に関してルール（資料 3 -②ご参照）を定め運用を行っております。

⑤開発本部の体制に関する改善策

平成 22 年 6 月より、開発部長・開発部員・システム関連部門のメンバーが毎週月曜日に開催している開発会議に営業部門の責任者、経理部門の役職者が参加し、これまでシステム開発関連部門のメンバーだけが共有していた情報を営業部門・管理部門においても共有・確認できる体制にあります。

<開発会議概要>

開催日	参加者	会議内容
毎週月曜日	開発部執行役員含め 13 名、営業本部執行役員含め 2 名、経理部次長 1 名	システム開発の進捗状況の確認 今後のシステム開発スケジュールの確認（検収予定の確認）

⑥各種マニュアル等の整備

売上計上処理に関して、見積りの提示から発注書受領・検収書受領・売上計上・請求に至る手順・ルールを定め、各部門の社員が利用するためのマニュアルを、現在作成中であり、平成 22 年 10 月末日までに完成させ、改善状況報告書にて、ご報告させていただきます。

(2) コーポレート・ガバナンスに対する改善・再発防止策

①監査役機能の強化

当社は、親会社の執行役員経理部長を務める渡辺将敬氏を平成 21 年 11 月 25 日に開催された当社臨時株主総会で社外監査役として選任いたしております。社外監査役は、毎月開催される定時取締役会及び臨時取締役会に出席し、報告事項・議案に関して適宜、確認・質問を行い、意見を述べるなど社外監査役としての責任を果たしていただいております。

さらに、第 2 四半期より四半期に一度、代表取締役社長と監査役会との定例ミーティングの開催を予定しており、業務執行とコンプライアンスの状況について、説明・意見交換を行う予定です。第 1 回定例ミーティングは、平成 22 年 9 月 29 日を予定しております。

上記の理由から、業務執行状況に対する監視・監督機能が果たされる体制が構築されたと考えております。

<代表取締役と監査役会の定例ミーティング>

開催日	主席者	ミーティング内容
平成 22 年 9 月 29 日 (水)	代表取締役社長 監査役 3 名	・業務執行とコンプライアンスの状況について ・その他について (組織変更、業績の見通し)
平成 22 年 12 月 (予定)	代表取締役社長 監査役 3 名	・業務執行とコンプライアンスの状況について ・その他について (未定)
平成 23 年 3 月 (予定)	代表取締役社長 監査役 3 名	・業務執行とコンプライアンスの状況について ・その他について (未定)

②取締役会の運営体制の改善

現在、取締役会は、新経営体制に変わったことから、報告事項・議案に関して活発な意見交換・議論が可能な場となっており、取締役間の相互牽制も可能となり、有効な意思決定ができる体制が整備されていると考えております。

③内部監査機能の強化

内部統制システム構築の基本方針 (資料 4 ご参照)、内部統制基本計画に基づき、売上計上等の決算財務報告に係る内部統制システムや、コンプライアンスに関する全社的統制の整備・運用状況を内部監査室 2 名で評価し、不備を検出する体制を構築しております。

日常的な E メールでの情報の授受・交換に対しては、内部監査室長がモニタリングを行う環境を整備し、業務執行とコンプライアンスに問題のあるイベントを検出した場合には、代表取締役に報告する体制を構築しております。また、内部監査室の 2 名は監査役会にオブザーバとして出席するとともに、随時、業務執行とコンプライアンスの状況について各監査役と情報共有・意見交換を行う体制を構築しております。

<監査役会概要>

開催日	主席者	内部監査室に対する確認内容
平成 22 年 9 月 29 日 (水)	監査役 3 名 内部監査室長含 む 2 名	業務執行とコンプライアンスの状況について
平成 22 年 10 月 14 日 (木) (予定)	監査役 3 名 内部監査室長含 む 2 名	業務執行とコンプライアンスの状況について
平成 22 年 11 月以 降、月 1 回開催 (日時未定)	監査役 3 名 内部監査室長含 む 2 名	業務執行とコンプライアンスの状況について

(3) コンプライアンスの問題に対する改善・再発防止策

①コンプライアンス意識の改善について

イ. コンプライアンス教育の強化

今回発覚した不適切な会計処理については、当時の元取締役及び一部の幹部社員も関与しておりました。今後、永続的にかかる事態の再発を防止するためには、経営者・従業員一体となってコンプライアンス遵守の徹底を行う必要があります。

具体的には、今回のような不適切な会計処理が重大な法令違反につながること等の具体的事例を取り入れた第 1 回目の社外調査委員会の委員長山口吉一氏による第 1 回コンプライアンス研修を本年 9 月に経営陣、マネージャー以上の従業員が受講いたしました。

なお、コンプライアンス研修は、今後毎年半期に一度外部講師を招き、開催してまいります。また、毎年 12 月に、法務部主催で営業担当者向けに、不正契約のリスクと社員及び会社の負うべき責任についての勉強会を開催いたします。

<コンプライアンス研修・勉強会の予定>

開催日	対象者	研修内容
平成 22 年 9 月 21 日 (火)	マネージャー 以上	テーマ「USS 事例からみたコンプライアンスとは？」 ・USS における過年度決算訂正の経緯を説明した上で、法令遵守の重要性、コンプライアンス違反をした際の影響等、コンプライアンスの基本的内容に関する研修
平成 22 年 12 月 (予定)	営業担当者	不正契約のリスクと社員及び会社の負うべき責任に関する研修

平成 23 年 3 月 (予定)	サブマネージャー・一般社員	テーマ「USS 事例からみたコンプライアンスとは？」 ・USS における過年度決算訂正の経緯を説明した上で、法令遵守の重要性、コンプライアンス違反をした際の影響等、コンプライアンスの基本的内容に関する研修
---------------------	---------------	---

ロ. その他コンプライアンスに関する啓発活動

当社従業員のコンプライアンスに関する意識を強化するため、イ. に記載のコンプライアンス研修の開催概要を社内イントラネットにて配信するとともに、注意喚起を促す社内掲示物を掲示する等の啓発活動も継続的に実施いたします。

②内部通報制度による補完

当社では、既に、平成 19 年 4 月 12 日付で、内部通報制度を導入しておりますが、この度の反省を踏まえ、社内イントラネット上に代表取締役宛に直接意見を申し述べるができる社内意見箱を設け、全従業員の目により不正を監視する仕組みを導入しております。

4. 結語—今後の当社の採るべき対応について

この度の不適切な会計処理により、株主、投資家の皆様、お取引先様、一般消費者の皆様、その他多くの関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社においては、すでに新経営体制の下で、企業風土の改善、コーポレート・ガバナンスの改善、コンプライアンス意識の改善など統制環境の不備に対する改善策、社内稟議システムや組織体制に関する改善策、内部監査室の人員増員等監視活動の改善に取り組んでおりますが、今後、当該再発防止策を確実にかつ継続して実行し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

以 上

売上管理表 & 請求発行依頼書(新)

顧客コード	顧客名

部門コード	担当者名

以下の売上計上、請求書の発行を依頼します。

記入日: _____ / _____ / _____ 計上日: _____ / _____ / _____ 計上部門コード: _____

計上金額合計	¥	-	(税抜)	¥	-	(税込)
--------	---	---	------	---	---	------

売上コード	明細コード	商品明細	備考	数量	単価	計上額(税抜)	計上額(税込)
						-	-
						-	-
						-	-
						-	-
						-	-
						-	-
						-	-
						-	-
						-	-
						-	-
						-	-
						-	-
						-	-
合計						-	-

MEMO:

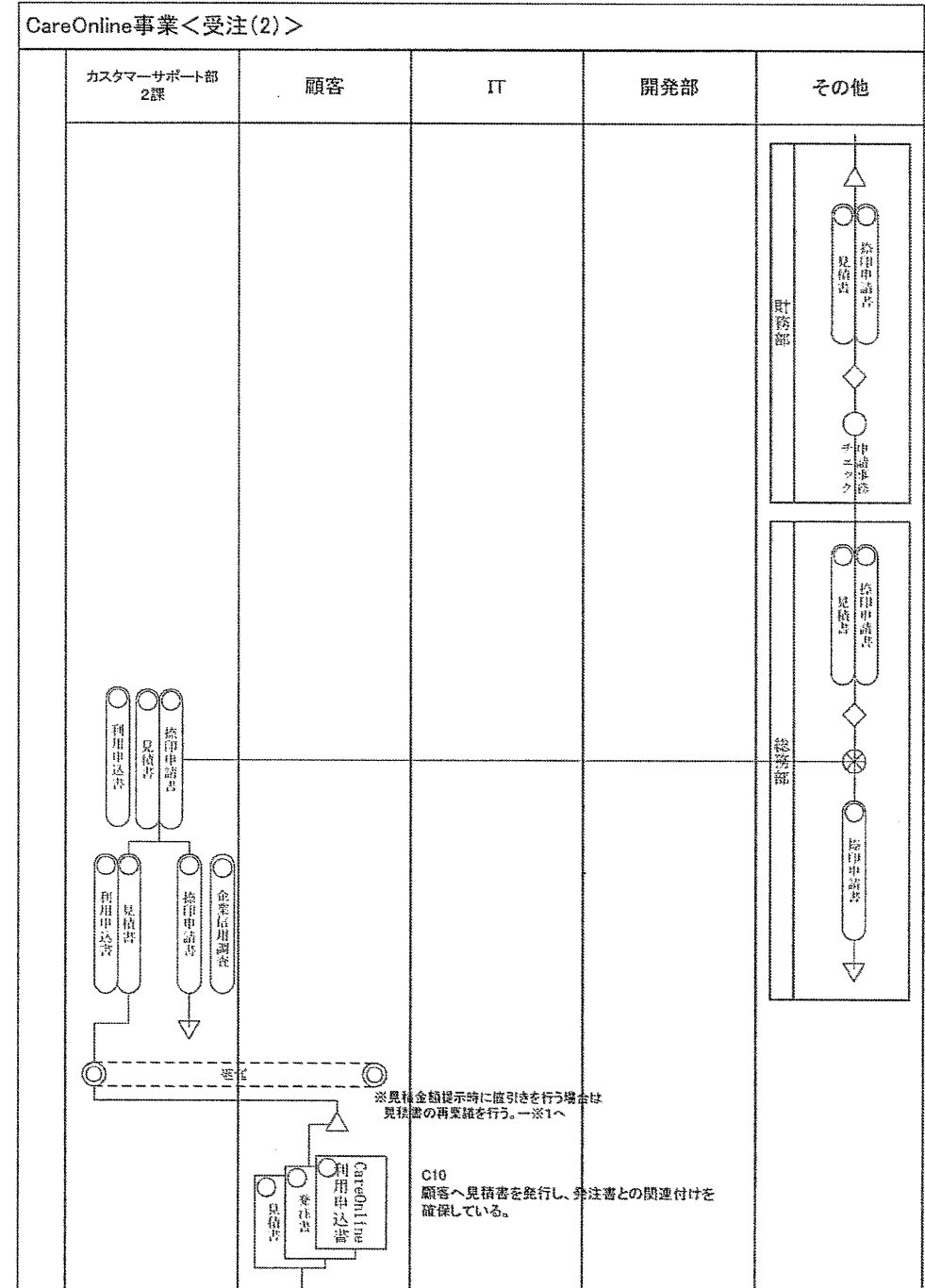
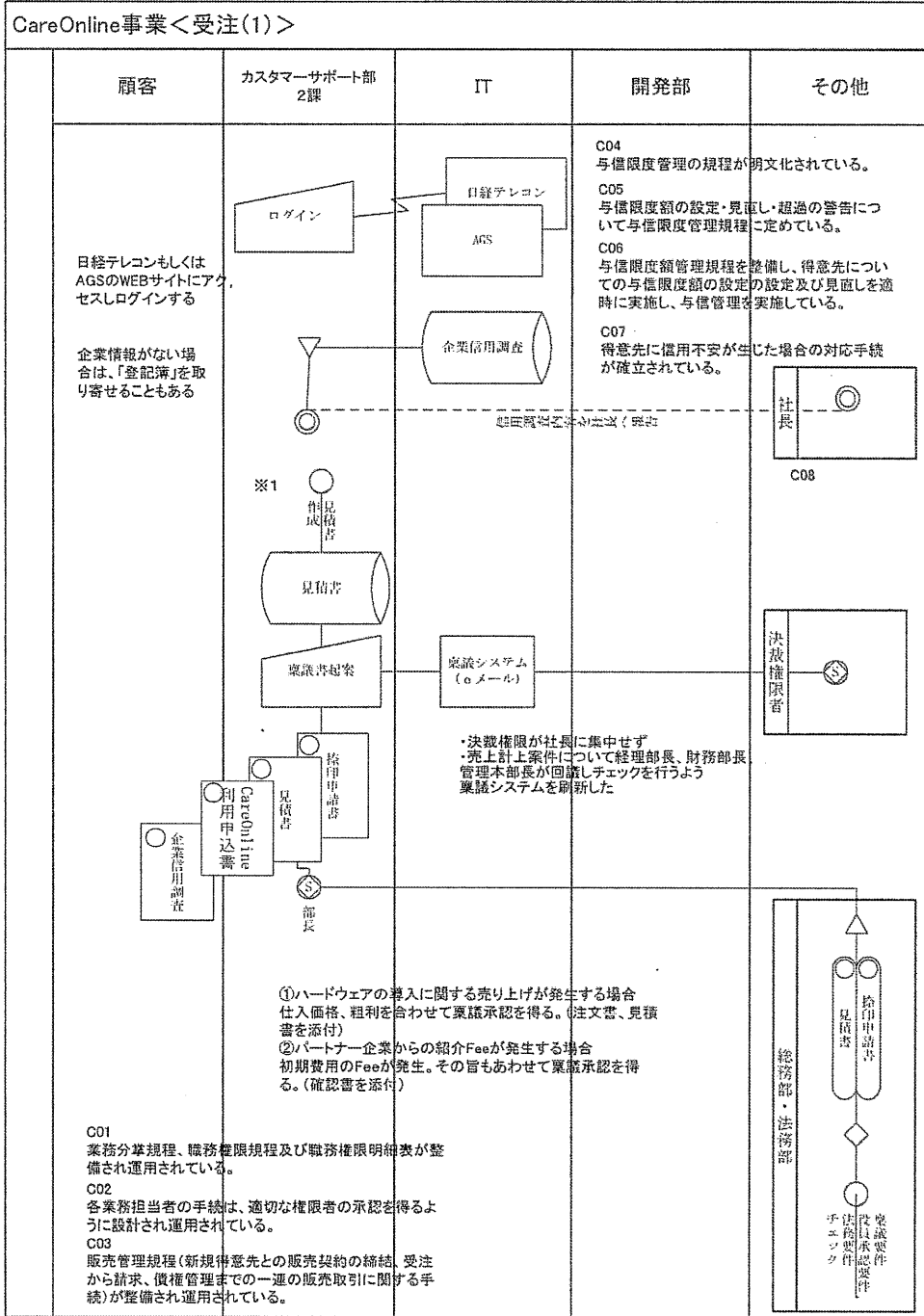
添付計上根拠資料 *チェックマーク、日付、記入必須)

- | | | | |
|--------------------------|--------------|---------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> | 検 収 | 書 (検収日 _____) | |
| <input type="checkbox"/> | テストリリース・リリース | (日付 _____) | 確認書類名 _____) |
| <input type="checkbox"/> | 発 注 | 書 (発注日 _____) |) |
| <input type="checkbox"/> | 契 約 | 書 (契約日 _____) |) |
| <input type="checkbox"/> | 申 込 | 書 (申込日 _____) |) |
| <input type="checkbox"/> | そ の 他 | (_____) |) |

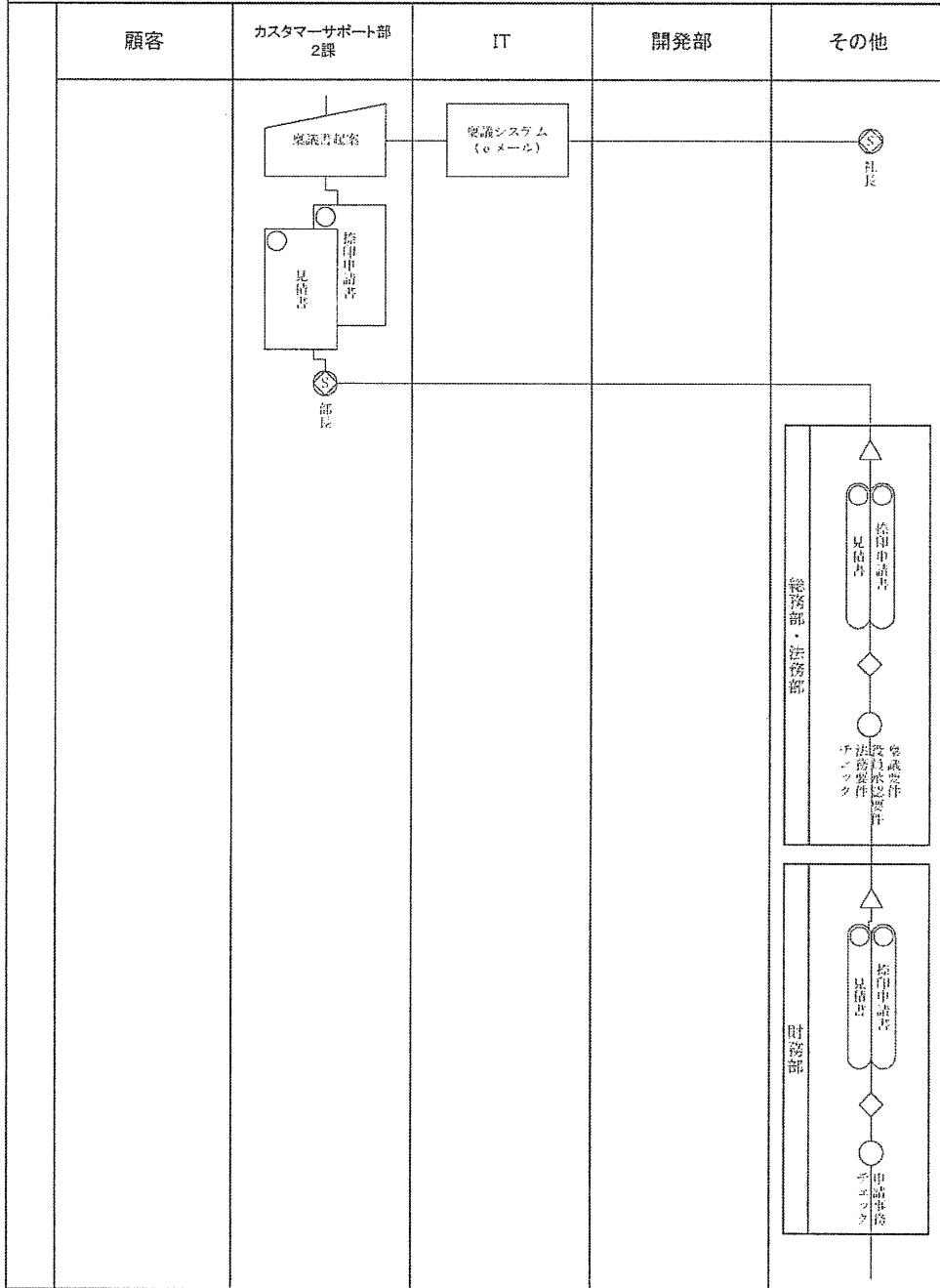
※上記計上根拠資料を必ず確認の上デット印押印のこと

経理部				
請求書発送	請求書封入確認	請求書封入	請求書捺印	請求書作成

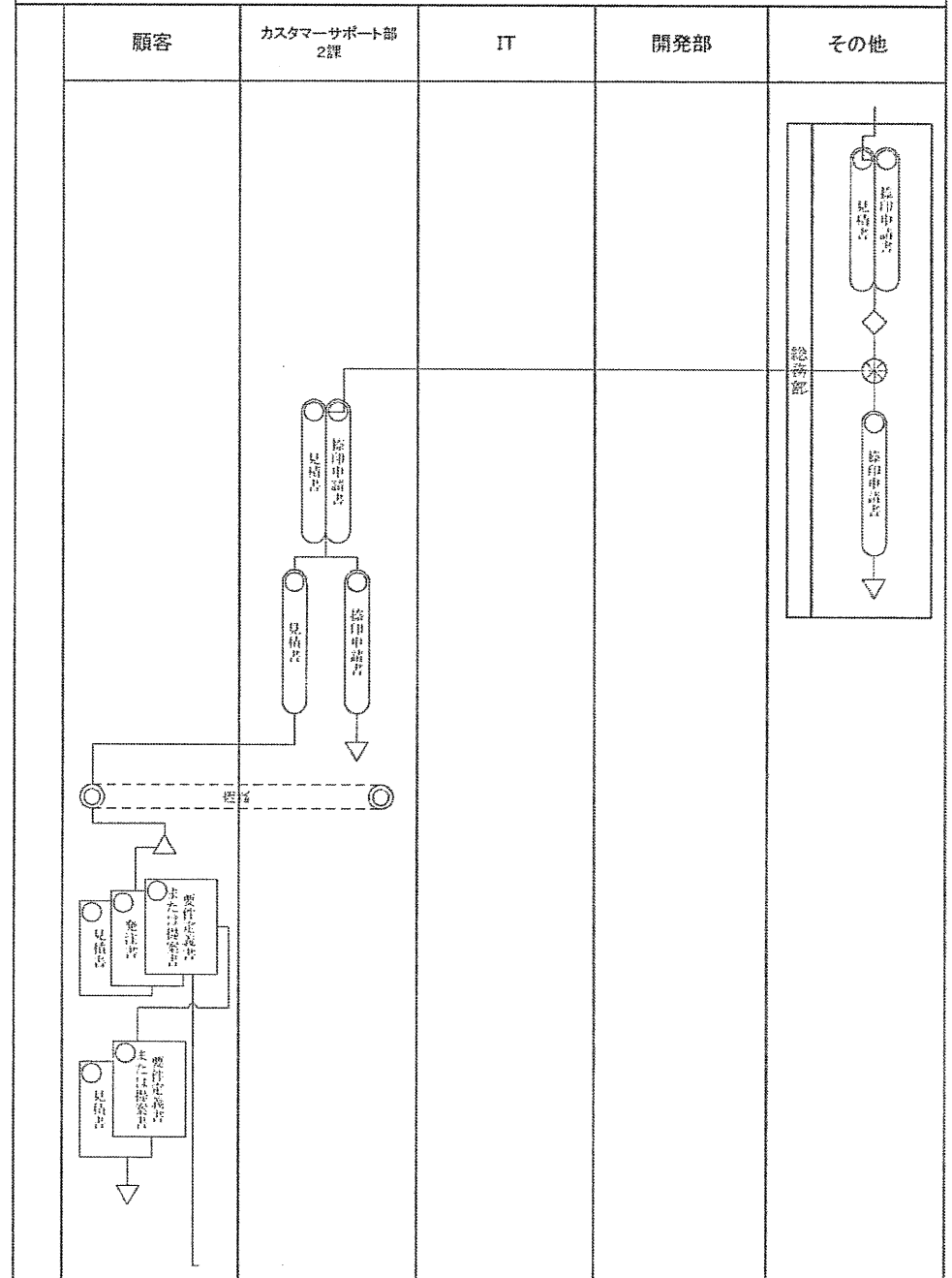
営業本部				
本部長	部長	マネージャー	担当	作成



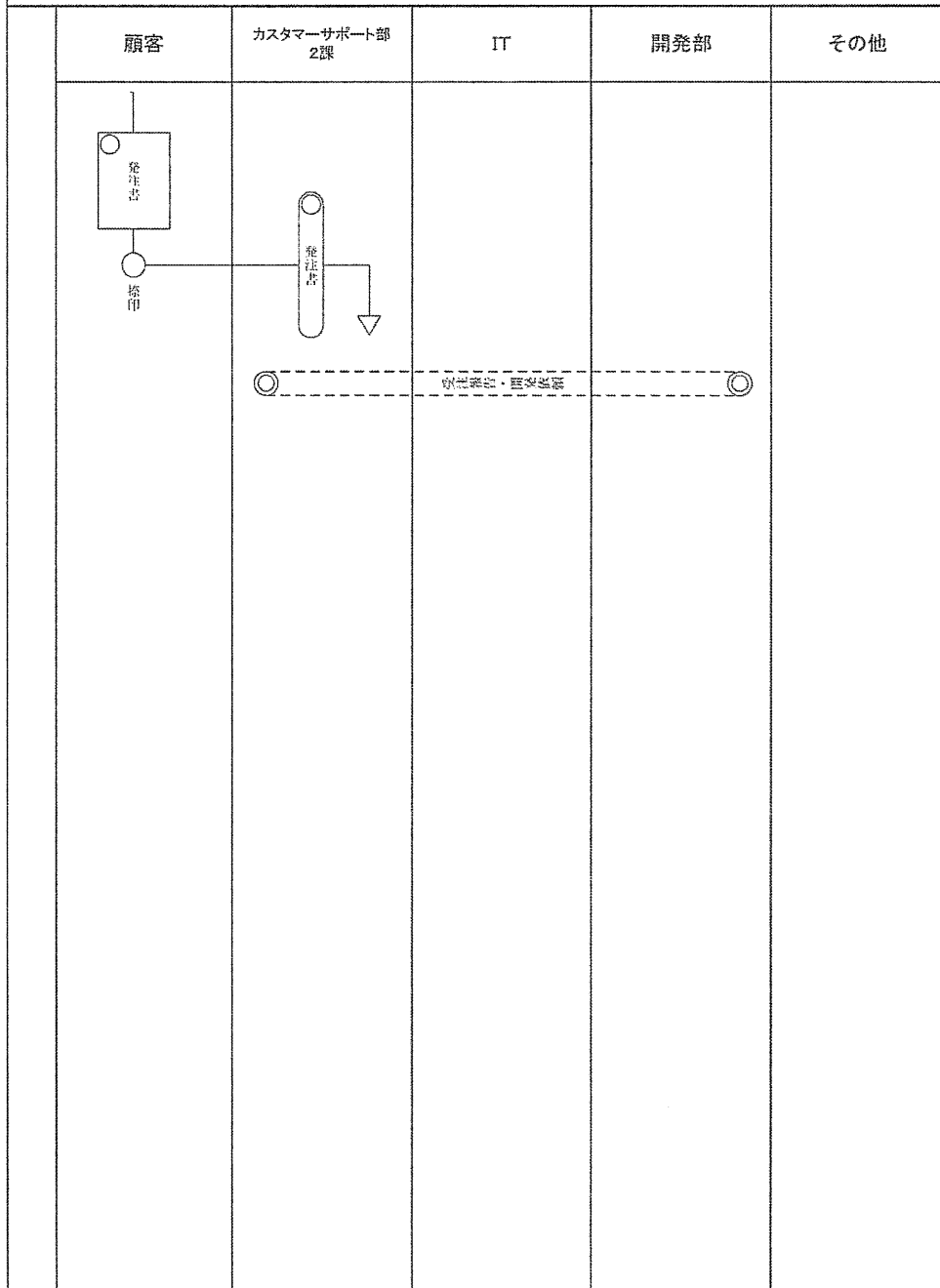
CareOnline事業<受注(5)>追加案件(2)



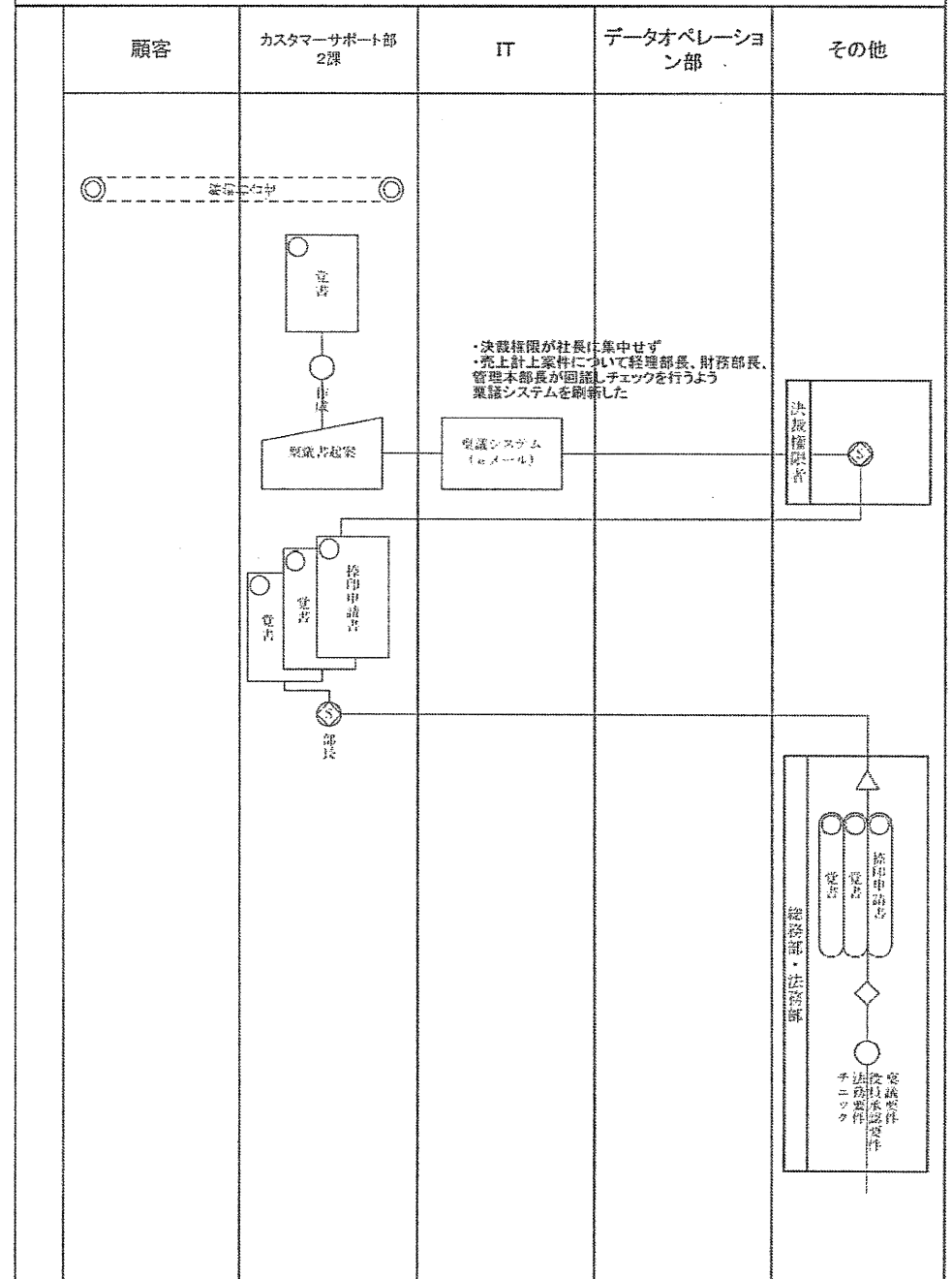
CareOnline事業<受注(6)>追加案件(3)



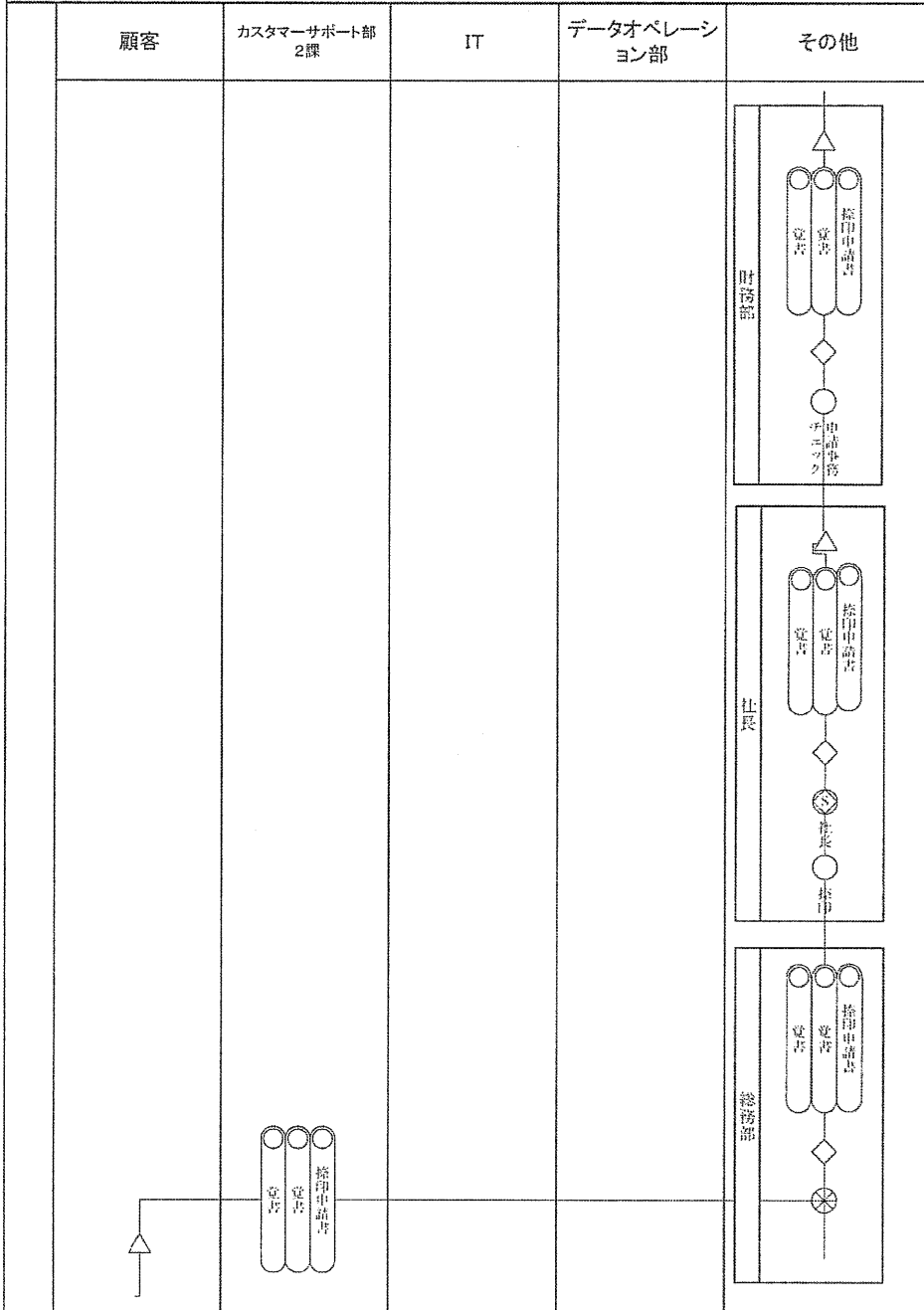
CareOnline事業<受注(7)>追加案件(4)



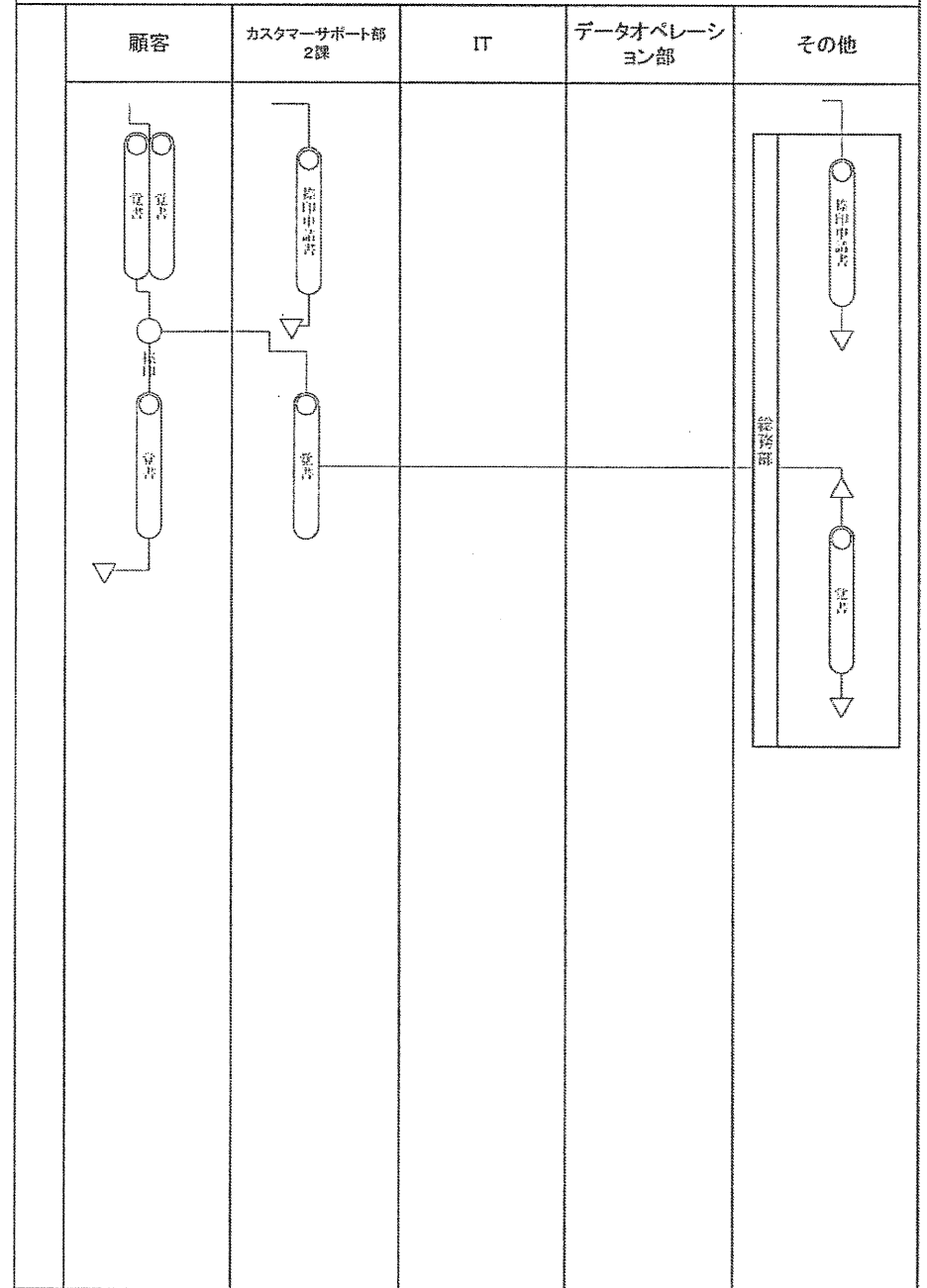
CareOnline事業<受注(8)>解約(1)



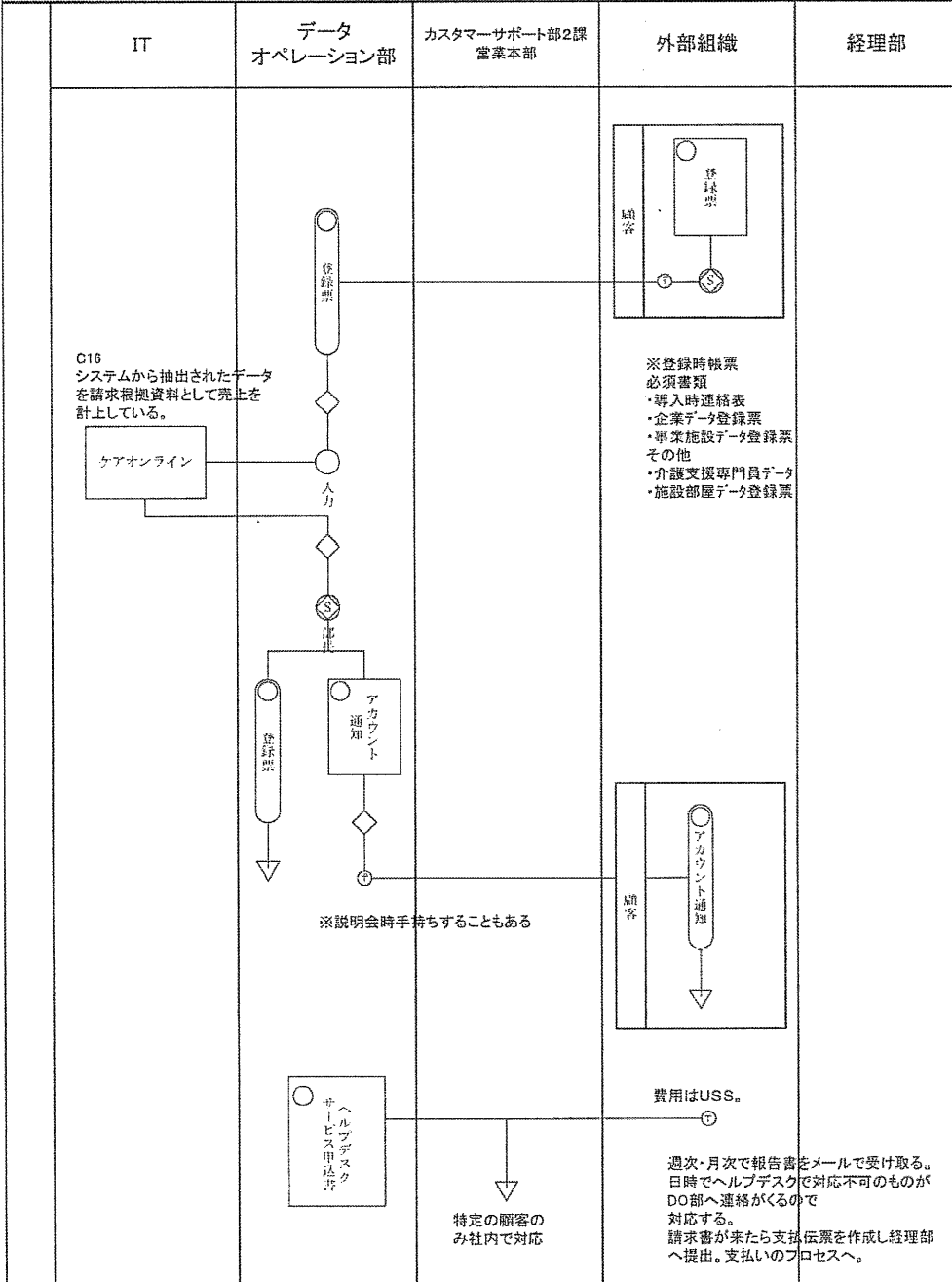
CareOnline事業<受注(9)>解約(2)



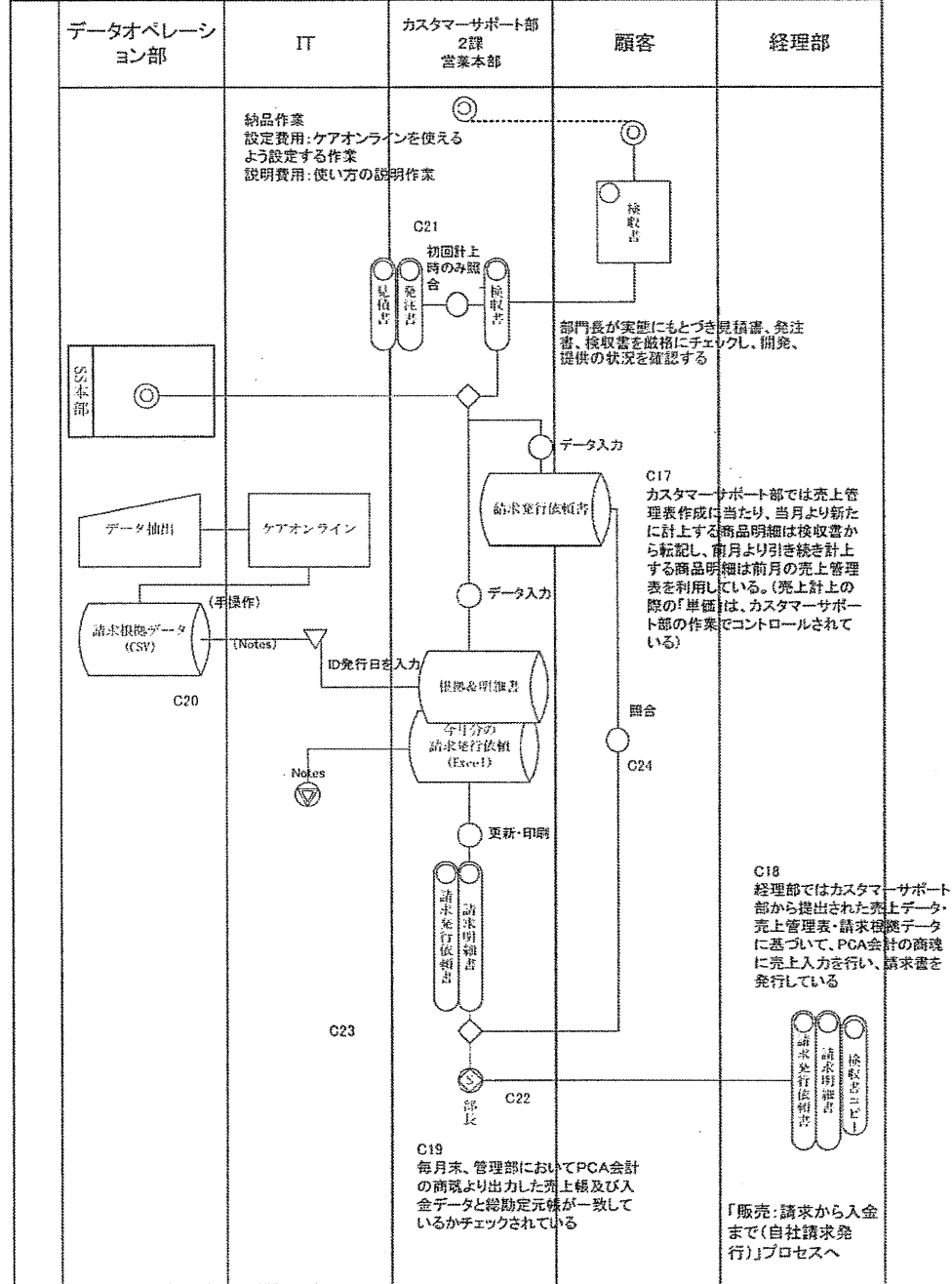
CareOnline事業<受注(10)>解約(3)



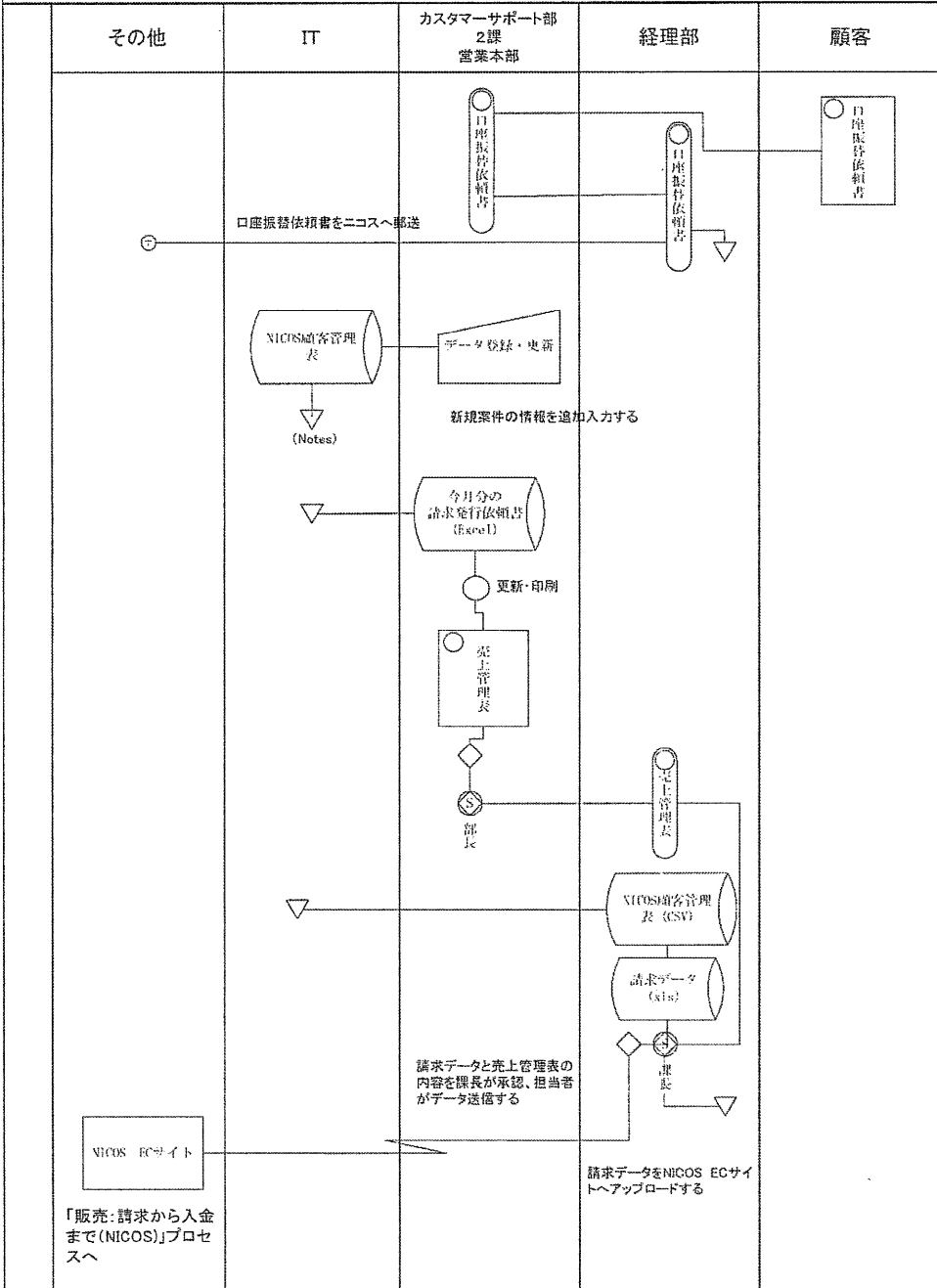
CareOnline事業<売上計上(1)>



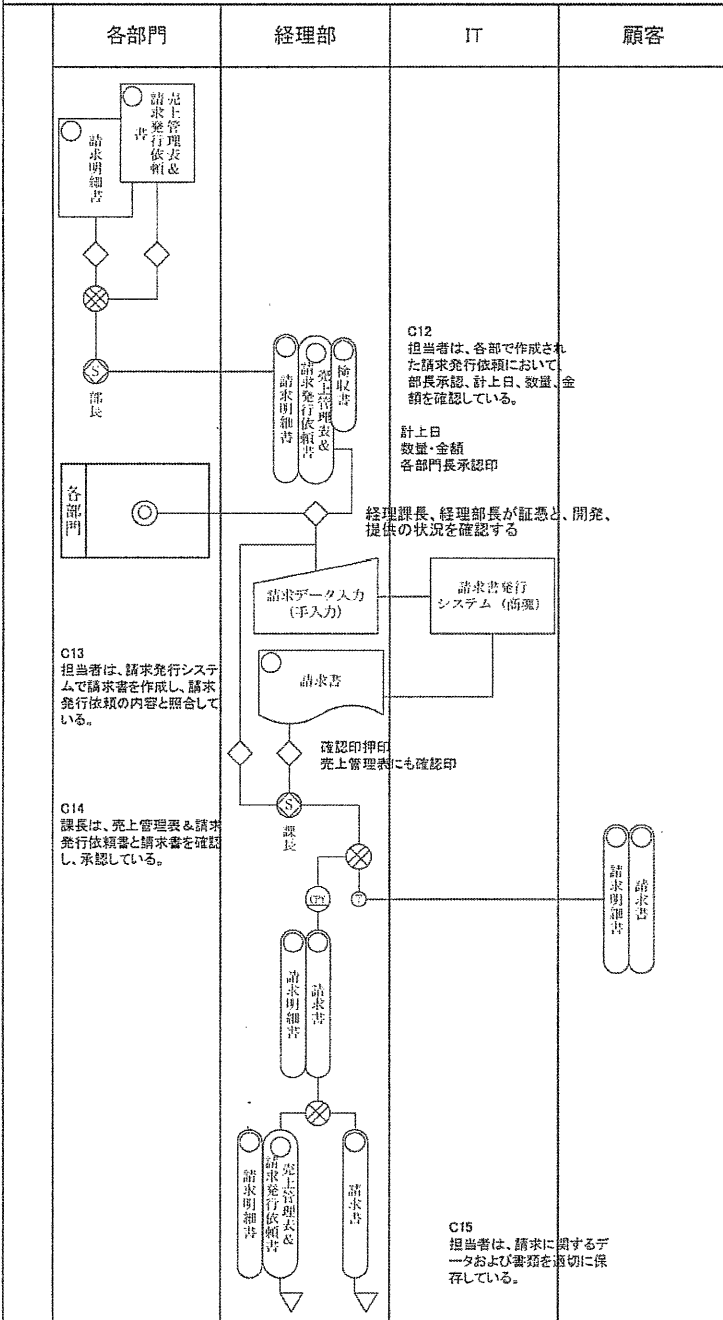
CareOnline事業<売上計上(2)>



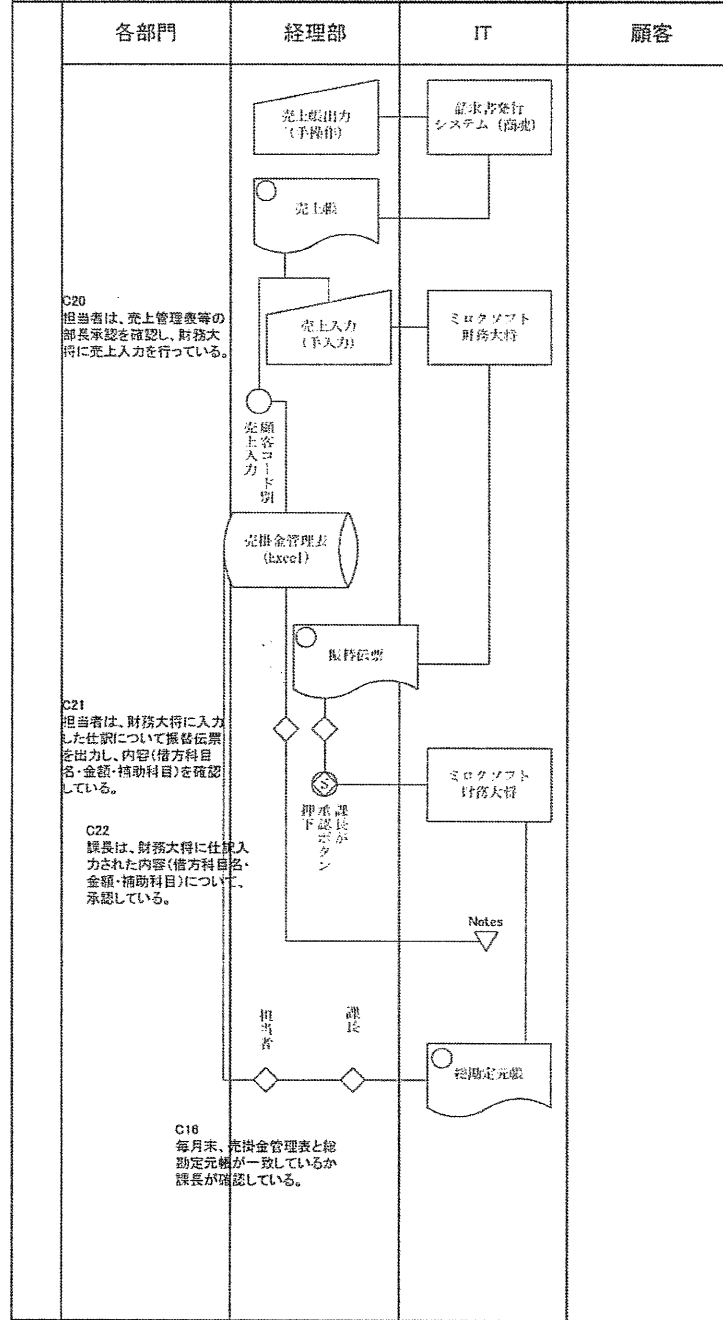
CareOnline事業<売上計上(3)>NICOS



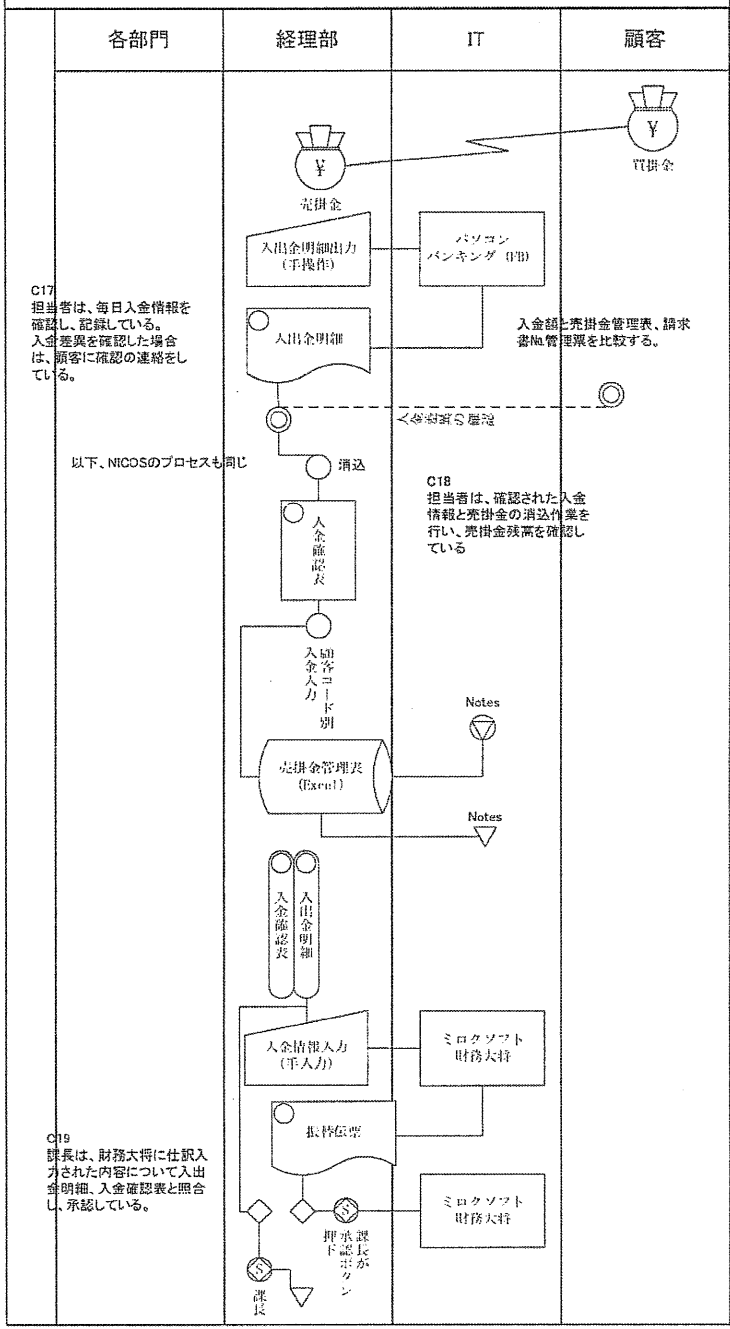
請求書発行から入金まで: 自社請求発行(1)



請求書発行から入金まで: 自社請求発行(2)



請求書発行から入金まで: 自社請求発行(3)



1-2 有価証券

No.	チェック項目	担当者 チェック	責任者 チェック
1:	有価証券の区分（売買目的、長期保有目的、子会社株式）は適切 になされており、区分の変更は管理部長もしくはその代行者の承認 の基行われている。		
2:	期末残高について、保有目的別・銘柄別等により前四半期末と比 較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照 らして合理的であることを確認している。		
3:	有価証券明細表・増減明細表は、総勘定元帳・試算表等と整合し ている。		
4:	時価のある有価証券の評価について、時価情報は適切に入手さ れ、これに基づいて評価がなされていることを確認している。		
5:	時価のない有価証券の評価について、対象となっている保有先の 直近の財務諸表等を入手し、分析を行っている。また、これに基 づいて実質価額を算定している。		
6:	会社の経営状態に基づき、減損判定を行っている。 減損処理の実施内容、判断等に迷うものは管理部長以上の承認の 基行われている。		
7:			

担当者検印	責任者検印
DATE印	DATE印

2-1 貸倒引当金

No.	チェック項目	担当者 チェック	責任者 チェック
1:	債権分類表による分類定義から、一般債権、貸倒懸念債権と破産更生債権に分類している。		
2:	貸倒引当金設定の対象となる3ヶ月超の50万円以上の債権について、その内容を調査することによって回収可能性を検討している。		
3:	回収可能性に関する情報を担当部門より入手している。		
4:	貸倒懸念債権、破産更生債権について、定められた規程に基づく債権評価をすることができない場合は、検討資料に基づいて個別引当額を算定しており、算定根拠とした資料は整理保存している。		
5:	貸倒引当金残高を前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確認している。		
6:	貸倒引当金計算表は、管理部長もしくはその代行者の承認がなされている。		
7:	貸倒引当金の流動・固定・破産更生債権の区分が適切に行われている。		
8:	貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入額が適切な損益区分に計上されている。		
9:	各債権分類に基づいて計算された貸倒引当金が、適切な勘定科目によって仕訳入力されている。		
10:			
11:			

担当者検印	責任者検印
DATE印	DATE印

平成 18 年 5 月 9 日作成
(平成 20 年 5 月 9 日改定)

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は、全職員を対象とするコンプライアンス基本規程を制定する。

また、コンプライアンス違反を含むリスク管理への取り組みを横断的に統括するリスク管理委員会を組織し、同委員会を中心に社員教育等を行う。内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

法令、社内諸規程・規則に反する行為またはそれらに反する疑義のある行為等に対しては、速やかにリスク管理委員を通じてリスク管理委員会に報告する体制を構築する。報告・通報を受けたリスク管理委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的な再発防止策を実施する。これとは別に内部通報窓口を設置し、その適正な利用につき全職員に周知・教育する。

取締役に対しては、監査役は、公認会計士や弁護士等の社外専門家と有効に連携した上で、コンプライアンスの視点も含め、その職務の執行状況をチェックし牽制を図るものとする。

取締役の法令・定款違反に対しては、リスク管理委員会、内部監査室、または内部通報窓口等から監査役へ報告すると共に、監査役は監査役会での協議を経て、取締役会に具体的な処分を答申する。

使用人の法令・定款違反行為に対しては、リスク管理委員会、内部監査室、または内部通報窓口等から取締役会へ報告すると共に、代表取締役は就業規則に従って当該使用人に対して処分を課すことができる。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。また内部監査部門が閲覧を求めた時は、取締役はいつでも当該文書を閲覧に供さなければならない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等にかかるリスクに関し、組織横断的なリスク状況の監視ならびに全社的対応方針の決定についてはリスク管理委員会が行うものとし、各部門の所管業務に付随するリスク管理は各担当部門が行う。新たに生じたリスクについてはリスク管理委員会が速やかにその担当部署を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率化を図るため、以下の体制を構築する。

- (1) 全社経営計画及び部門別業務計画を達成するための効率的な資源配分（資本・資金・要員等）を行う。
- (2) 取締役の職務分担および担当部門の職務分掌、職務権限を適切に配分する。
- (3) 合理的な意思決定の過程を経るために取締役・執行役員・各部門長を構成員とする経営会議を設置する。
- (4) 取締役会において、年度計画や当該年度計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算を設定する。
- (5) 経営会議および取締役会において、業務計画の実施状況・進捗状況をレビューする。
- (6) ITを積極的に活用し、迅速な月次・四半期業績の把握・管理を可能にする。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には親会社及び子会社の何れも存しないため、定めない。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。当該職員の人事異動・人事評価等を行う場合は、監査役へ通知し、その意見を求める。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況及びリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款への違反事項、その他コンプライアンス上重要な事項について報告しなければならない。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

また、取締役及び使用人は監査役の求めに応じ、その職務の執行に関する事項の説明を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による代表取締役及びその他各業務執行取締役並びに重要な各使用人からの個

別ヒアリングの機会を最低年2回設ける。その他、監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、その議事録を作成する。